

◎佐賀県条例第1号

佐賀県防災会議条例の一部を改正する条例

佐賀県防災会議条例（昭和37年佐賀県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(委員)</p> <p>第2条 法第15条第5項第1号から第5号までに掲げる者を除くほか、知事が任命する委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第15条第5項第7号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 <u>26人</u></p> <p>(3) 法第15条第5項第8号の自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 <u>15人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 法第15条第5項第1号から第5号までに掲げる者を除くほか、知事が任命する委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第15条第5項第7号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 <u>35人以内</u></p> <p>(3) 法第15条第5項第8号の自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 <u>20人以内</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。